

第四 1953年の「らい予防法」—強制隔離の強化拡大の理由と責任—

第1 GHQの対日ハンセン病政策

一 はじめに

国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているGHQ文書（マイクロフィッシュ）の中から、一つのファイルとして保管されているハンセン病関係史料（Leprosy-Japan: PHW04217-04224、Leprosy-Korea: PHW03078-03081、Leprosy-Ryukyu: PHW03088-03089）を選出・分析を行い、マイクロフィッシュからコピーとして文書を焼き付け、その文書のテキストファイル化を行った（KoreaとRyukyuは一部のみ）。

全史料は累計すると1021（Japan:641、Korea:288、Ryukyu:92）枚であった。そのうちLeprosy-Japanでは、英文のものが計317枚（記録用覚書：27枚、書簡：92枚、英語論文：25枚、スター（英文雑誌）の記事：41枚、その他の文書：132枚）、和文のものは計284枚（愛楽誌の1952年4月号の記事：184枚、日本語論文：92枚、その他の日本語文書：8枚）で、その他に意味のない夾雑物や判読不能文書が40枚あった。Leprosy-Koreaでは全史料が英文で計282枚（記録用覚書：8枚、書簡：4枚、英語論文：49枚、レオナード・ウッド財団の機関紙であるLeprosy Briefの記事：84枚、その他の文書：137枚）で、夾雑物等が6枚あった。Leprosy-Ryukyuでは、全史料が英文で計92枚（記録用覚書：5枚、書簡：10枚、Leprosy Briefの記事：36枚、その他の文書：39枚）で、夾雑物が2枚であった。

GHQ/PHW（連合軍総司令部保健衛生福祉部）の占領政策を反映している記録用覚書（Memorandum for record）は少ないが、ハンセン病関係の施策の参考とするために交わした書簡やその他の事務文書は多く、その内容分析を進めることによって、GHQ/PHWの関与をおおよそであるが明らかにできた。

本史料で確認できたことは、以下の点に集約できる。

1. GHQ/PHWが調査した全国のハンセン病療養所の患者数の各種統計。
2. GHQ/PHWが視察した療養所の状況（大島青松園と多磨全生園）。
3. プロミンを患者の治療薬として普及させるためのGHQ/PHWによる関係各機関に対する働きかけ。特にThe Leonard Wood Memorial（American Leprosy Foundation）とSurgeon General Officeとの交渉。
4. 日本のハンセン病研究者を国際らい学会（International Leprosy Society）へ復帰させるためのGHQ/PHWの働きかけ。
5. 日米の研究者によるLeprosy bacillusの純粋培養に関する学術的研究の支援。
6. ハンセン病患者の処遇について（特に外国籍の患者と沖縄・奄美地域の患者について）

第四 1953年の「らい予防法」

二 GHQ文書

1. GHQ/PHW が調査した全国のハンセン病療養所の患者数の各種統計

本史料には、全国のハンセン病療養所における患者数のリストが3つの異なる年次において保存されていた。1945年9月15日付けのリストでは、一部療養所の名前が判読できなかったが、13の療養所において合計1万411人の患者が収容されていたことが分かる(表1)。また、1946年11月では合計8510人、1947年8月1日には合計7931人であった。

その他の統計資料としては、日本本土の各療養所に収容されている沖縄・奄美出身者のリストがあった。沖縄と奄美諸島は、日本本土とは異なった形態の占領体制が敷かれていたため、患者の移動などは特別の手続きが必要であった。

2. GHQ/PHW が視察した療養所の状況

GHQ/PHW の職員はいくつかの療養所を視察している。Albert P.Knight (Tuberculosis Consultant) は、1947年8月25日付けの Memorandum for Record で、香川県の大島青松園の視察をして、「施設の設定は非常によく整っていて研究室の備品もすばらしい。(中略) 患者の福利 (social welfare) は極めて適切にケアされている」と報告していた。また、この Memorandum for Record には大島青松園に関する日本語の資料が添付されていた。

1949年には日本医師会からの要請に基づいて、Johnson が8月28日に開催された四国地区医師会の会合に参加し、その際、大島青松園と Nagashima Aisei-en を視察していた。大島青松園では648人の患者のうち49人、Nagashima Aisei-en では1480人のうち132人の韓国籍患者がいて、彼らは外国人としての処遇を求めていることを報告していた。また、1949年10月12日付けの Memorandum for Record には、Morton が東京のらい療養所(多磨全生園)を、Dr. Stolar、Dr. Strode と共に視察していた。所員との会合において、Dr. Stoler より国際学会では Leprosy を Hansen's Disease と変更するという話題が出て、日本側の参加者の関心を引いた。また、ハワイでは既に公文書において Hansen's を用いていることが指摘されていた。

3. プロミンを患者の治療薬として普及させるための関係各機関への働きかけ

ハンセン病患者に対する治療薬としては、Dr. Hasegawa のセファランチンによる治療が Memorandum for Record として報告されていたが、ほとんどはプロミンに関する文書であった。

今回研究の対象となった文書中には、1948年6月1日には東京大学の Dr. Tanioku Kihei のプロミン治療に関する報告書が存在し、1948年(昭和23)年に日本でプロミンをハンセン病の治療薬として使用していたことが分かった。

この時期、プロミンはヨシトメ製薬をはじめ国内の3つの製薬会社にて製造されていたが、需要に対しては不足しており、180kgの米国での調達が望まれると報告されていた。

1948年8月には、Dr. Wade (レオナード・ウッド記念財団: Leonard Wood Memorial, American Leprosy Foundation) が、化学療法によるらい病治療薬研究を助成する可能性を調査するため琉球

を訪れたことが報告されており、Sams はアメリカ合衆国や他国での化学治療の状況と日本と琉球での状況を比較することは望ましいと述べていた。

1949年には、American Mission to Lepers の Kellersberger がマッカーサー元帥に書簡を送り、「本団体は世界各国のらい病患者の救済に当たっている。日本からも多くの依頼がきているので、プロミンなどの化学薬剤を使ったらい病患者の治療に関心を寄せていただきたい(抄訳)」と嘆願し、この書簡が PHW に回送され、Sams が「SCAP は日本のらい病患者に関して重大な関心を寄せている。日本の療養所における治療は大部分がプロミンによるものである現在では治療に十分な量の薬剤が供給されていないが、近い将来実現するであろう。日本政府は4億7千万円を国立らい療養所の予算として計上し、そのうち5千万円はプロミンの購入に充てている。各療養所は戦争の被害を受けたものの、効率的に運営され、患者は適切なケアを受けている(抄訳)」と回答していた。

1950年4月21日には Etter (International Christian Leprosy Mission) が、本団体は日本におけるハンセン病問題に関心をもっており、日本におけるハンセン病対策の概要と本団体が活動する可能性について質問していた。これに対し、Sams は同年5月5日付の書簡で、Etter に対し、日本のハンセン病対策に関する概要説明を行っていた。なお、この書簡のやり取りでは、Etter が「Hansen's Disease」という言葉を文中に使ったためか、Sams も同様に使用していた。

また、韓国において文民として陸軍で働いた経験がある、バージニア州の Dr. Wilson が5月15日に Bliss (Surgeon General) 宛てに書簡を送り、日本と韓国でのらい患者に対しての適切な治療の必要性和、日本と韓国においてプロミンを治療薬として使うように願い出ている。この書簡は McNinch (Surgeon General Office) を通じて Sams のところへ回送された。そのため、Sams は6月6日に McNinch 宛てに返信し、日本でのプロミンによる治療の実態やプロミンの国内生産について説明している。なお、この書簡のやり取りでも、McNinch が「Hansen's Disease」という言葉を文中に使ったためか、Sams も同様に使用していた。

1950年6月3日付けの Memorandum for Record では、Wilson の書簡に答える形で、Parke, Davis and Company がプロミンのpatentを持っていること。ヨシトミ製薬では「プロトミン (Protomin)」、ヤマノウチ製薬では「タスミン (Tasmin)」、ダイイチ製薬では「テルミン (Termin)」という名前で製造していること。厚生省の見解では日本におけるpatentを承認していないし、上記の3つの製薬会社は輸出してpatentの権利を侵害することはないとしている。もし上記の理屈が通じず違法となる場合に備え、3つの製薬会社にpatent料の支払いの準備をしておいたほうがよいと進言したことなどが記載されていた。

その後約1年が経過して、1951年9月19日には、Surgeon General Office の Turner から Long 宛ての書簡において、Dr. Doull (レオナード・ウッド記念財団の Director) と Dr. Badger (U.S. Public Health Service) の両名が、南アフリカ共和国のプレトリアにおいて「適切な療養所」に関するテスト・プログラムを視察し、同様なプログラムが行われているフィリピンのセブに行った後、1951年12月2日にらい病治療の新薬の臨床評価を行うために東京を訪れるので、日本の研究者や関係者との会談などを設定するように依頼した。Long はこの書簡の返信として、同年10月2日に PHW が受け入れることと、同セクションの Mollohan が担当者になったことを Turner に伝えた。